

インクルーシブ教育

高松市教育委員会の取組

1 インクルーシブ教育の定義

- 「インクルーシブ教育」とは、人間の多様性を尊重しつつ、障がいのある者と障がいのない者が差別を受けることなく、できる限り共に同じ場で学ぶ教育
- 平成26年1月に国連の「障害者の権利に関する条約」に批准し、一人一人に応じた指導や支援に加え、障がいのある者とない者が可能な限り共に学ぶ仕組みの構築（インクルーシブ教育システム）が進められる

- 中央教育審議会初等中等教育分科会報告（平成24年7月）

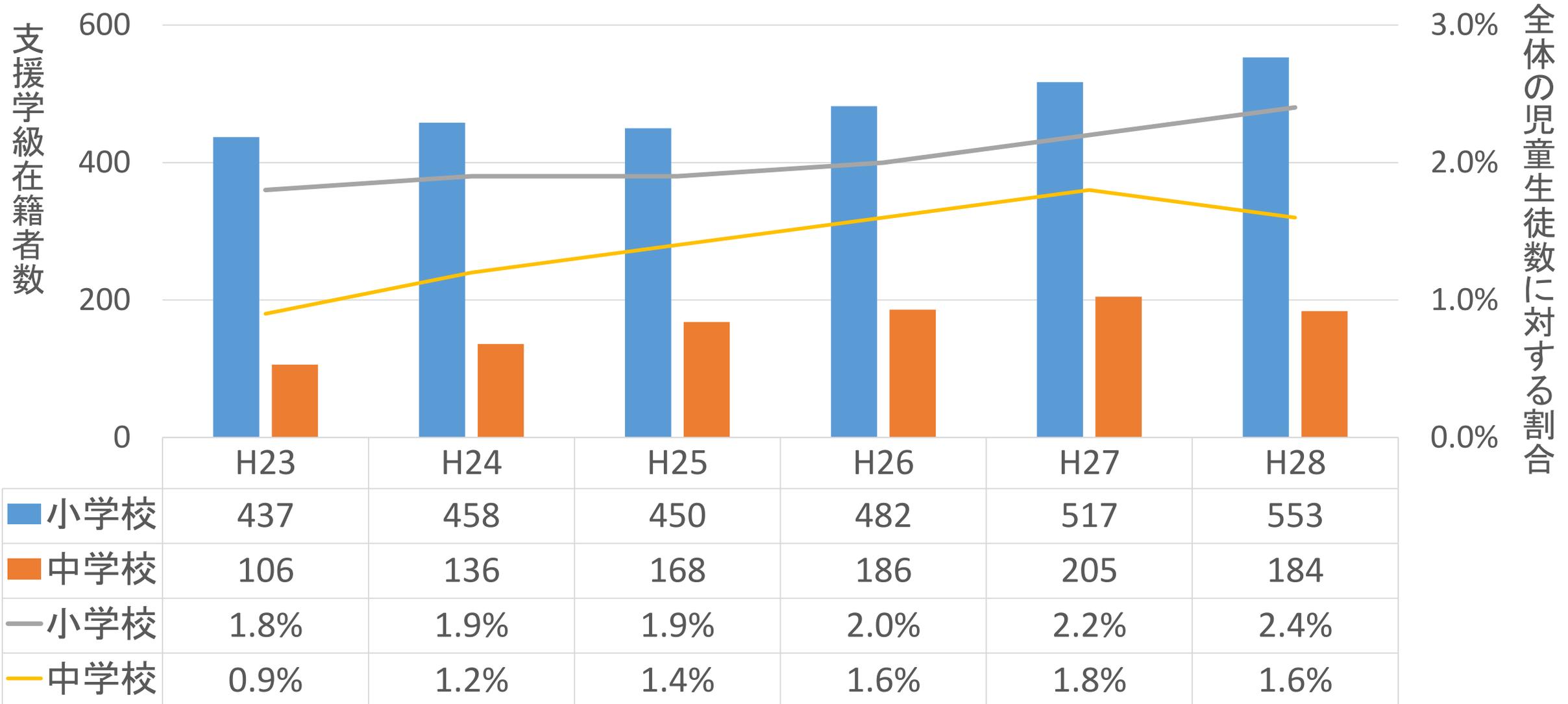
「インクルーシブ教育システムにおいては、**同じ場で共に学ぶことを追求する**とともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、**その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供**できる、**多様で柔軟な仕組み**を整備することが重要である。」と述べたうえで、「共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。」と総括。

高松市教育委員会の就学指導の仕組み

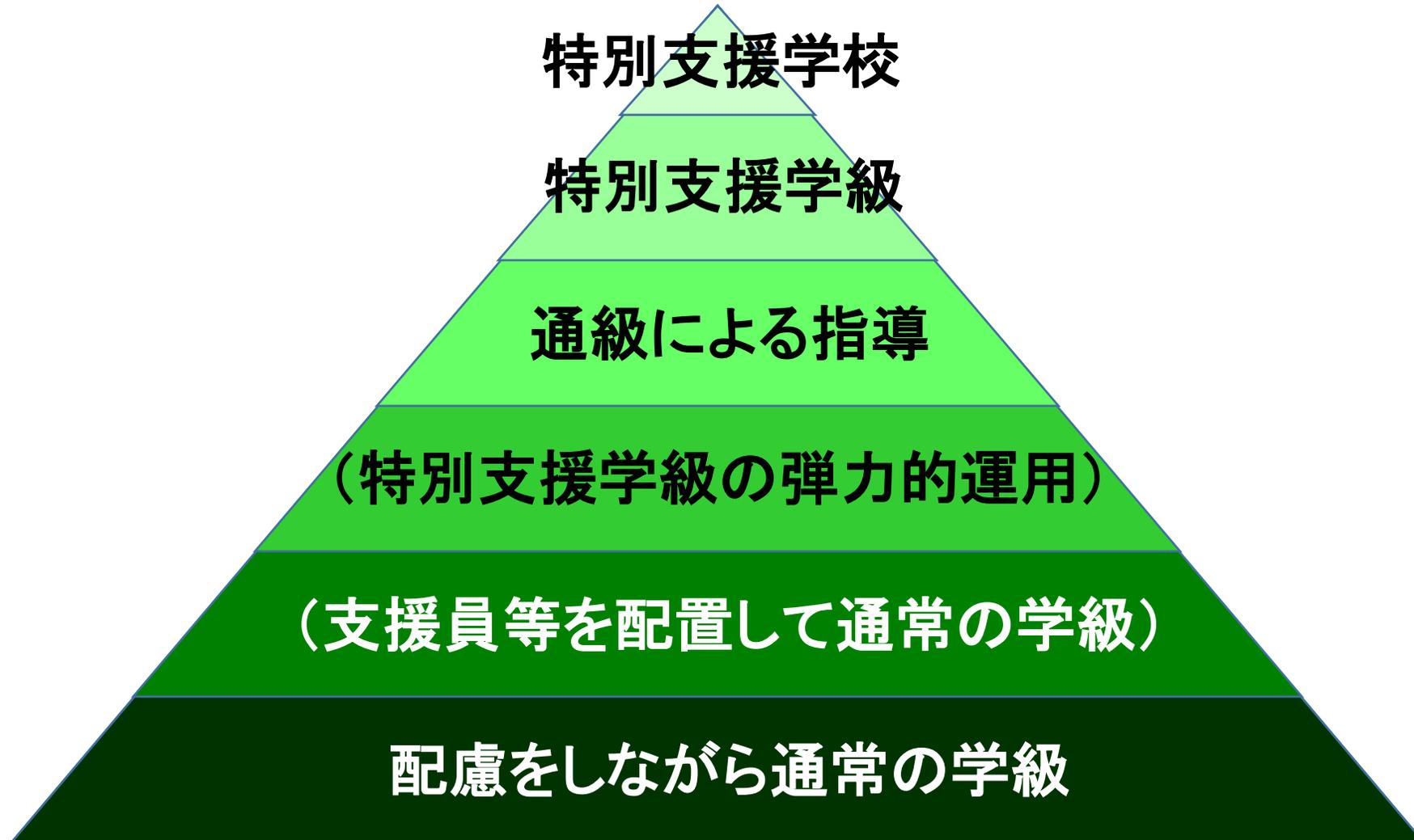
～多様で柔軟な仕組みの整備～



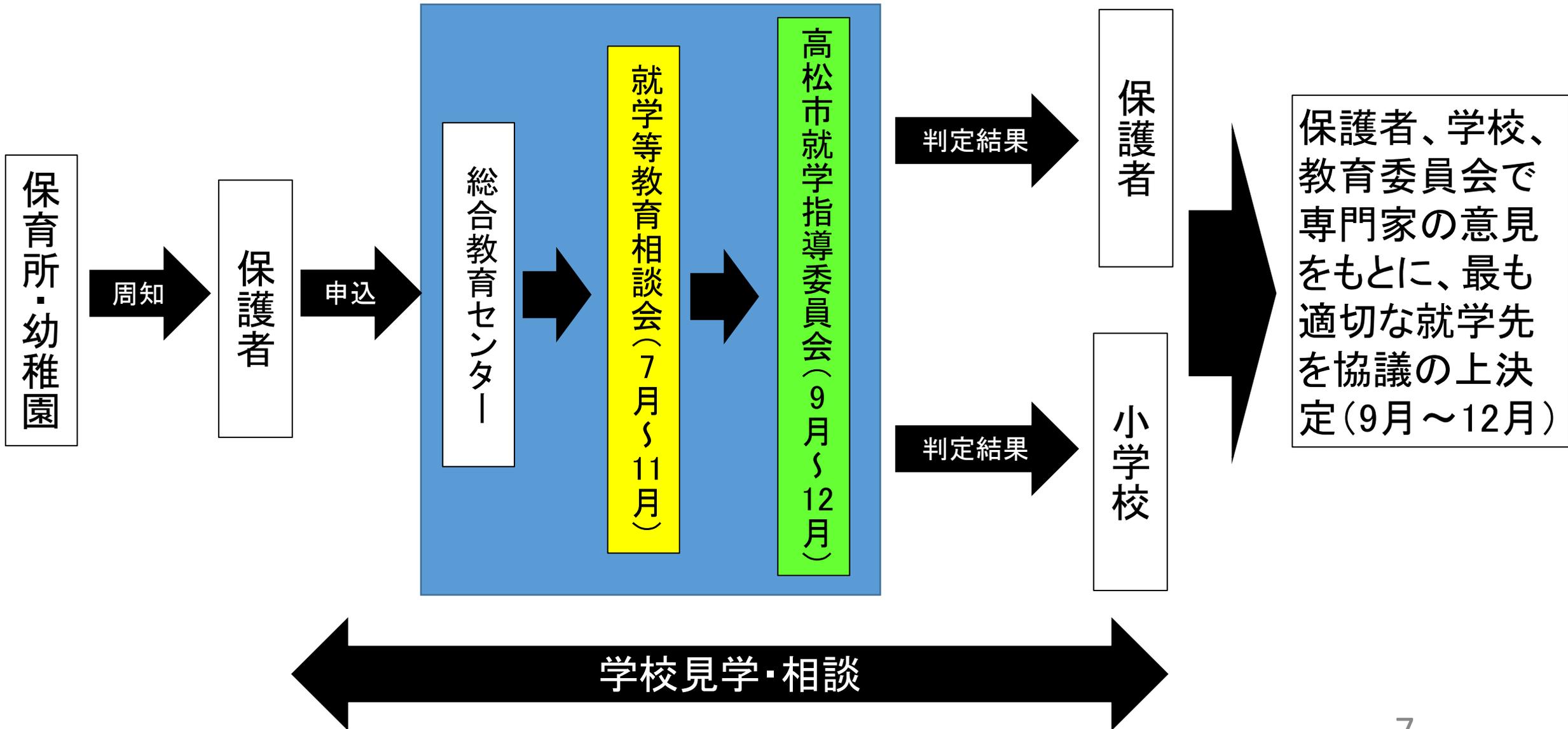
特別支援学級に在籍する児童生徒数と 全体の児童生徒数に対する割合



義務教育での多様な学びの場



高松市の就学先決定について



就学等教育相談会(7月～11月)

- 次年度小学校入学予定の保護者対象(親子面談)
- 7回実施
- 例年 約250人の相談(入学児童の5～6%)
- 相談員(特別支援学級担任等)2人一組
- 教育相談と就学判定資料の作成
- 面談後、必要に応じて幼稚園等への聞き取りを実施

高松市就学指導委員会(9月～12月)

市が委嘱した学識経験者・医師・障害福祉関係者の7名で構成

観 点

- ・本人・保護者の意見
- ・就学基準
- ・本人の障害の状態
- ・教育的ニーズ
- ・学校や地域の状況
- ・その他の事情

総合的に話し合い、就学指導委員会として望ましい就学先の判断を
出す。

特別支援学校相当

特別支援学級相当

通級指導相当

通常の学級相当

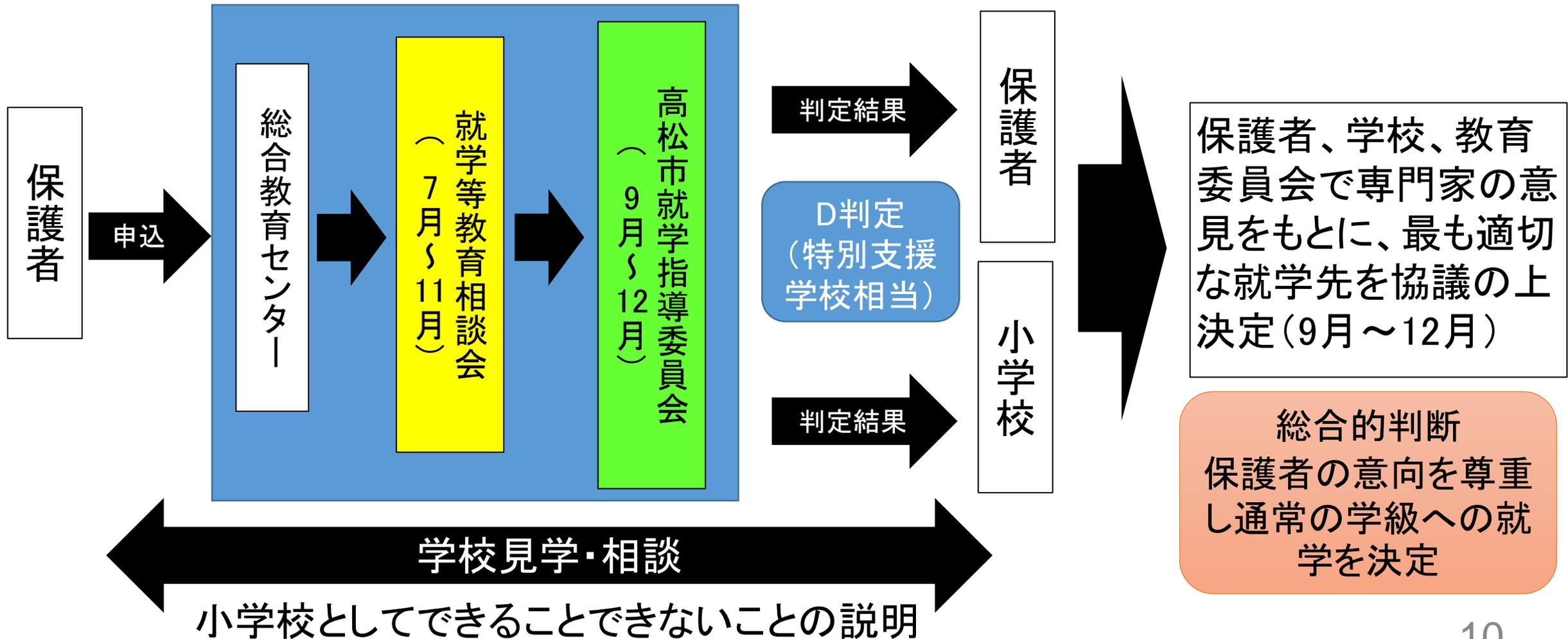
※就学基準は、特別支援学校就学のため必要条件であるとともに 総合的判断の際の判断基準の一つ

総合的な観点から就学先を決定

- 市就学指導委員会の判断を参考
- 本人・保護者の意見を最大限尊重
- 本人・保護者と市教委・学校が教育的ニーズと必要な支援について合意形成

想定事例：通常の学級への入級を強く希望する 重度知的障害のあるAさんの就学

就学説明、小学校・特別支援学校の見学を勧める



入学に向けた支援の開始

委員会として

- 支援員等の配置検討
- ケース検討会の開催
(学校がする場合もある)
- 在籍幼稚園、保育所への訪問

学校として

- 在籍幼稚園、保育所等の訪問
- 療育機関との相談
- 校内委員会による受け入れ準備
- 教育委員会へ人的配置要望
- 保護者への協力依頼

入学後の特別な支援

委員会として

- 巡回相談員の派遣
- 専門家チームの派遣
- 指導主事の訪問

学校として

- 校内での共通理解
- 指導員等の活用
- 巡回相談等の利用
- 特別支援学級の弾力的運用の検討
- 校内委員会での個別の指導計画
- 保護者との連携
- 療育機関との連携

インクルーシブ教育を進める 交流及び共同学習の取組

交流及び共同学習とは

特別支援学級に在籍する児童生徒が教科や朝の会、帰りの会、清掃などを通常の学級(交流学級)で行う学習形態。通常の学級の児童生徒にとっても、ともに学ぶことによる学習効果が期待できる。

- ・交流の時間数は個の実態による
- ・必要に応じて支援学級担任や支援員が引率し支援する
- ・交流学級には机や椅子、ロッカーなど準備されている
- ・交流学級に絵画作品などの掲示をする
- ・係活動などの当番活動も一緒に行う
- ・固定訪問や懇談は、交流先でも受けることが多い

インクルーシブ教育を進める 通級指導教室の取組

通級指導教室とは

* 赤はH29新設

小学校4校(高松第一・屋島西・一宮・川島) 中学校1校(高松第一)

発達障害や言語障害などのある
通常の学級に在籍する児童生徒
が、週1～8時間程度通い、自立
活動や学習補充を受ける場。

- 通級指導担当教諭によるアセスメントと指導計画の作成
- 人間関係の形成を目的にソーシャルスキルトレーニング
- 認知スタイルに合わせた学習方法の習得
- 保護者との教育相談